

土佐国大忍荘の支配と在地動向

専攻 教育内容・方法開発専攻
コース 認識形成系教育コース
学籍番号 M11126H
氏名 大本 健次朗

1. 研究の目的

大忍荘に関する研究としてはこれまでも数多くなされている。それらの先行研究によれば、大忍荘の特徴として①本名から脇名の分出過程を明確にたどることができること、②鎌倉中期以降、荘内において頻繁に貨幣の使用がみられること、③山林生産物の商品化が進んだこと、④荘内における名主の小領主化と作人層の台頭等が指摘される。但し、荘園の支配機構に関する研究はあまりなされていない。

そこで本稿は、「土佐国地方史料」を基礎資料とし、その中に所収されている安芸文書を中心とした諸史料を用いて、大忍荘の支配機構を明らかにするとともに、専当や名主層の動向について考察する。また、大忍荘に隣接する安芸荘に本拠を置く畑山氏についてその動向や大忍荘との関わりを考察することで、これまで明らかにされていなかった大忍荘の特質の理解につなげることを目的とする。

2. 論文構成

はじめに

第一章 大忍荘の支配機構

第一節 荘園領主

第二節 鎌倉・南北朝期の支配機構

第三節 室町期の支配機構

第二章 専当の性格と動向

第一節 鎌倉・南北朝期の専当

第二節 室町期の専当

1 東川専当家の動向と庶家山川氏の自立

2 専当の機能と荘内での位置

第三章 百姓の動向

第一節 鎌倉・南北朝期の動向

第二節 室町期の動向

第四章 畑山氏の活動と大忍荘

第一節 畑山氏の動向と性格

1 金融・商業活動

2 他荘・近隣国人層との関係

第二節 大忍荘における畑山氏

おわりに

3. 研究の概要

第一章第一節では、荘園領主や守護支配下での大忍荘について、その変遷を時代を追って考察した。鎌倉中期の大忍荘は北条得宗領だったようだが、北条時宗によって、荘園経営権は極楽寺へ寄進されたようである。その後、貞和3年(1347)までに極楽寺の手を離れており、その領主権はおそらく以前から大忍荘に進出していた熊野社が持つようになったのである。ところで、大忍荘が熊野社領であった時期に、阿波守護細川氏が当荘の年貢徴収に関わっている。これは、おそらく大忍荘が阿波守護細川家の請負とされていたからだと思われる。この推測が正しいとした場合、大忍荘が阿波守護家の請負となっていた理由については史料から明らかにし得ないが、土佐と阿波の両守護職を南北朝後期の細川頼之が所持していたことと関係があるように思われる。

第二節では、鎌倉・南北朝期の支配機構について考察した。鎌倉・南北朝期の大忍荘では政所が在地荘官の中心となって活動していたようである。その活動としては、年貢減免要求への対応や年貢徴収、専当職や名・田地の宛行等があり、非常に多くの機能を有していた。なお、鎌倉幕府滅亡直後は政所の代わりとして、南朝勢力と思われる預所が一時的にその機能を保持した。但し、南朝勢力の衰退とともに預所も姿を消し、在地の旧勢力が再び政所となった。また、大忍荘には本来並存することのない地頭と下司がいたようである。但し、史料を見ると下司が存在したのは大忍荘北部の横山に限定されており、大忍荘南部には地頭、北部には下司という形で

並存していたと考えられる。

第三節では、室町期の支配機構について考察した。室町期に入ると、かつて在地にて活動していた政所が京都から指示しており、在地では政所代が活動していたことが明らかとなった。また、守護から在京政所へ出された文書がいくつか確認でき、さらに、在地でも政所代と百姓をつなぐ位置に中源左衛門や尾崎といった者がいたことから、守護—在京政所—在地政所代という体制となっており、時に中・尾崎といった者も在地政所代の下に組み込まれていたようである。なお、室町期に入って守護が進出してきた当初の大忍荘は、前述の通り阿波守護家の請負となっていたようだが、応仁の乱を境として土佐守護家の支配に入っており、こうした支配体制は室町期を通して継続されていった。

第二章では、専当の動向に焦点をあてて考察した。第一節では、鎌倉期における専当について述べた。専当職が売買の対象となっていることが確認できるため、専当の下級荘官としての性格は一見失われているように見えるが、室町期になっても専当が荘内の年貢を徴収して納入している例が見られるので、そうした荘官としての機能はまだ持っており、それがすでに鎌倉期から一種の利権化していた。

第二節では、室町期における専当の動向として、まず、山川氏の自立について見た。室町前期の専当職は有力名主である清遠家が保持していたが、清遠庶家である山川氏が台頭・自立し、応永33年(1426)を境に山川氏が東川の専当職を保持するようになったのである。その後、山川氏は専当として認知されるようになり、しばらくの間成長を続けていった。専当の機能としては年貢徴収があり、土地集積の動向も見せていたが、当時の専当職は非常に不安定であったようである。専当職を有することによる利権や機能などについては不明だが、売買の対象となるに値する価値はあったようである。

また、大忍荘内では政所の被官として上級権力からの要請があれば戦場へ出て行くこともあったが、基本的には他名主と同様に名主連合の一員として行動していた。

第三章では、大忍荘における百姓の動向について検討した。なお、史料から具体的な動向が分かるのは名主層であるため、主に名主層の動向に焦点をあてた。鎌倉・南北朝期の名主・百姓は、上級権力(荘園領主・在地荘官)に対する年貢減免

要求といった活動を行っていた。こうした活動は、南北朝前期までは個別に行われていたが、南北朝中期頃からは地域ごとの集団で行動しており、集団で行動を起こす意識が芽生え始めたようである。

室町期に入ると、年貢減免の要求は史料から見られなくなり、名主同士による地域ごとの団結を示す史料がいくつか出てくる。地域内の連携は、時間の経過とともに大忍荘全体の団結へと広がっていった。また、地域ごとの連携より小規模な結合もあり、東川の山間地域に「山(之)百姓」という組織があった。こうした名主同士の結合がなされる背景には、団結が崩れそうになる状況があったことが推測されるが、残存史料から明らかにすることはできない。

第四章第一節では、畑山氏についてその性格と動向を考察した。畑山氏に関する史料には、銭の貸借を示すものが多く残っている。金融活動と並行して、木材を中心に商業活動も行っていた。また、畑山氏は地元の安芸氏と主従関係を結ぶ一方で、山田氏や長宗我部氏を始めとする、近隣他荘の者とも交流があった。これらから、畑山氏は非常に広域名な活動範囲を持っていたことがうかがえる。

第二節では、大忍荘における畑山氏の動向について検討した。畑山氏は、大忍荘においても金融活動を行っており、山間地域では「東川山頭」として厳格な支配を行っていたようである。また、畑山氏が東川専当とも親密な関係であったことを考えれば、この後も大忍荘での活動を継続していったことが推測されるのである。

以上のように、大忍荘の支配と在地動向について新たな特質の理解に努めてきた。本研究では、これまで詳細が明らかにされていなかった大忍荘の支配機構について新たな視点を加えられた。すなわち、室町期の在地支配において在京政所—在地政所代といった体制がとられていたことを初めて明らかにできた。但し、各章の考察の範囲を室町期まで(第四章のみ戦国期も含む)としたのは、長宗我部氏と大忍荘の関わりを示す長宗我部地検帳を分析し、論述するまでの準備ができなかったからであり、この点は今後の課題としたい。

主任指導教員 河村 昭一
指導教員 河村 昭一